

報告第4号

処分事件報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、議会の議決により指定された下記の事件を処分したので、同条第2項の規定により報告する。

記

和解に関すること及び損害賠償の額を定めることについて

（令和7年4月17日処分）

令和7年6月4日提出

筑西市長 設 楽 詠美子

写

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、別記の事件に関し、相手方と和解し、損害賠償の額を定めることについて、下記のとおり専決処分する。

令和7年4月17日

筑西市長 須 藤 茂

記

1 相手方

所 在 土浦市木田余東台一丁目16番4号

事業者名 株式会社T－LINE Logistics

2 和解の方法

本市は、前項の相手方と示談し、次項の損害賠償金を支払うことをもって和解するものとする。

3 損害賠償の額 金159,667円

別記

1 事故の種類 車両接触事故

2 事故の相手方

所 在 土浦市木田余東台一丁目16番4号

事業者名 株式会社T－LINE Logistics

3 事故の概要

令和6年10月21日午前9時頃、本市職員の運転する公用車が、乙地内の駐車場内において後進した際、同駐車場内に駐車していた相手方車両に接触し、相手方車両左側面を損傷させた。

なお、当該事故の過失割合は、当市10割である。